

令和8年度 家庭教育学級講師派遣事業実施要項

1 趣旨

青少年の健全育成を目指し、保護者や地域の人々が、家庭教育の在り方を求めて開設する家庭教育学級に対し、学習を深めるために必要な講師を派遣することで、学級への学習機会の提供を支援する。

2 事業の概要

(1) 対象

大分市に開設された家庭教育学級60学級

(2) 講師派遣事業実施方法

①講師派遣事業に該当する学習内容

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 家庭教育一般 | 家庭教育の必要性、家庭の教育に期待されるもの等 |
| 家族関係 | 保護者の役割、兄弟・姉妹関係、こどもとのコミュニケーションの方法等 |
| こどもの心理・発達 | こどもの発達、こどもの人権、こどもの成長と遊び等 |
| こどもの健康 | 健康管理、食生活、栄養、年齢ごとの発達課題等 |
| こどもの習慣形成 | 家庭でのしつけ、生活習慣等 |
| 家族の絆が深まる学習 | 家族の絆が深まる活動 |

*** 上記の内容で活動を組んだ場合に限り、講師謝礼金を補助する。**

家庭教育に直接の関わりがない趣味的な内容、保護者の健康向上に関する内容は、対象外とする。

***実施前に、必ず地区公民館に学習内容や講師等について相談し、該当するかどうか確認する。**

②講師への依頼

講師・指導者の選定にあたっては、地区公民館に相談したり、「家庭教育学級活動報告集」などを参考にしたりして選考し、家庭教育学級が講師に直接依頼する。

***学級生を講師としての謝礼金支払いは不可とする。**

③報告書、口座振込申出書の提出

家庭教育学級は、学習終了後2週間以内に「家庭教育学級講師派遣事業報告書」(様式4) <*家庭教育学級が記入>、口座振込申出書<講師が記入>を地区公民館に提出する。

④講師謝礼金の支払い

大分市教育委員会が講師の銀行口座に直接振り込む。

***事業実施にあたっては、開かれた学級として学級生以外にも出来るだけ参加を呼びかける。**

(3) 1学級への支援上限額

7,000円(一般講師2時間相当額) 1時間あたり3,500円

*大分市公民館講師等の謝礼基準表に基づく。

(4) 講師の派遣期間

令和8年7月～令和9年2月

(5) 対象学級の決定について

- ・講師派遣を希望する学級は、「開設申込書」(様式1)の「2. 家庭教育学級講師派遣事業の希望について」の「ア. 本年度希望します」に○をつけて提出する。
- ・講師派遣対象学級は、申込み状況やこれまでの活動状況、地域の実態等を考慮の上決定。
- ・派遣事業対象学級については、6月中に文書にて通知。

(6) その他

- ・対象学級は、各地区公民館が実施する「家庭教育学級リーダー研修会」に参加し、家庭教育学級講師派遣事業の説明を受ける。